

渋谷区成年後見制度利用促進基本計画の概要

第1章 計画について

P1~3

策定の趣旨

国は、成年後見制度が、自分ひとりで判断することが困難な状況にある高齢者や障がい者を支える重要な手段であるにもかかわらず十分に利用されていない現状を改善すべく、成年後見制度の利用の促進に関する法律(平成28(2016)年5月施行)及び成年後見制度利用促進基本計画(平成29(2017)年3月閣議決定)を策定しました。

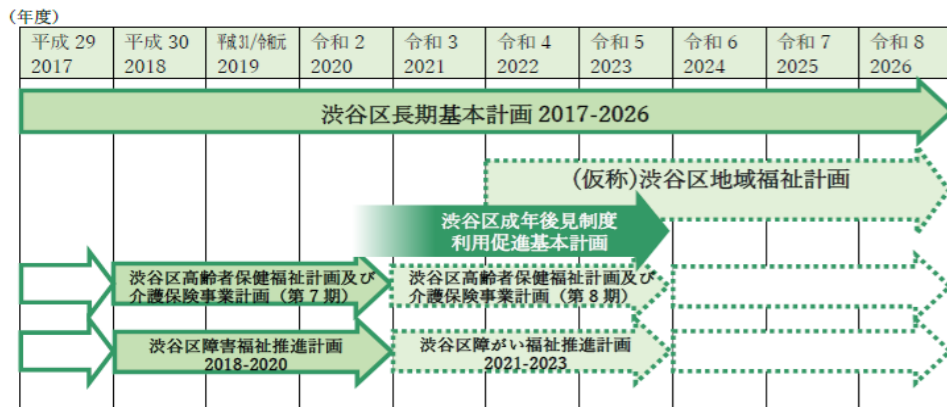
区においても、成年後見制度は今後高齢者人口が増加し、とりわけ単身高齢者や認知症高齢者が増加することが見込まれる中、利用の必要性は高まるものと考えられます。知的障がい、精神障がいのある人やその高齢化等による利用ニーズの高まりもみられます。本計画は、この状況を踏まえ、制度の利用が必要な人への支援や制度の理解を進めるために、区の成年後見制度の利用の促進に関する施策を体系化し、総合的かつ計画的に推進することを目的としています。

計画の位置付け

成年後見制度の利用の促進に関する法律に基づく「市町村の講ずる措置」となる計画であり、また、区の計画としては最上位計画である「渋谷区長期基本計画2017-2026」に基づくとともに、保健福祉分野等の関連計画と整合・連携する計画です。

計画の期間

計画期間は令和2(2020)年度から令和5(2023)年度までとします。計画期間中に福祉分野の上位計画として区が新たに策定する「地域福祉計画」、改定期を迎えた「渋谷区高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画」及び「渋谷区障害福祉推進計画」の権利擁護に関する施策との整合性を図ります。



第2章 渋谷区の現状と課題

P4~15

区民の状況

区の1世帯当たりの平均人員数は、1.64人と、東京都区部平均(1.83人)を下回っており、少人数の世帯で暮らす区民が多くなっています。高齢単独世帯が多いことが渋谷区の特徴です。

高齢化率(65歳以上人口比率)は、18.7%と、東京都区部平均(21.4%)を下回っていますが、今後は増加が見越され、認知症高齢者の増加も予測されています。愛の手帳、精神障害者保健福祉手帳所持者数も増加傾向にあります。

このような背景のなかで、区内でも成年後見制度利用者が増加してきています。制度利用検討者数も増加しており、今後も利用が増えることが予想されます。

区民ニーズ調査の結果

令和元年7月~11月にかけて、区民・事業所を対象とする実態調査を実施しました。調査結果から、区民の成年後見制度に対する認知度は十分ではなく、高齢になっても関心が必ずしも高くないことが分かりました。また、区では成年後見支援センターを中心に制度の周知に努めていますが、センター自体の認知度も十分ではないことが分かりました。

課題の整理

- 区民ニーズ調査等から、課題を次の3つに整理しました。
- ①成年後見に係る支援体制のさらなる強化が必要
- ②制度利用に対する区民の理解促進が必要
- ③多様なニーズ・課題への対応力のある制度運用が必要

第3章 今後の方向

P16・17

基本理念

本計画は、平成28(2016)年度に策定した渋谷区基本構想の福祉分野で掲げる「あらゆる人が、自分らしく生きられる街へ。」実現に向けて、すべての区民が地域で支え合い、自分らしく生きていける共生社会を構築するために、新たな仕組みとして取り組む計画です。

計画策定に当たっては、促進法の基本理念と国の基本計画を勘案し、平成28(2016)年度に策定した「渋谷区長期基本計画 2017-2026」福祉分野の政策の一つである「高齢者、障害者等が安心して暮らせる環境の整備」の一環として、今後、利用の必要性が高まることが想定されている成年後見制度について、制度の利用が必要な方々の発見と継続的な支援、区民に向けた制度の周知と理解を促進する施策を総合的に推進していく計画とします。

第4章 施策の展開

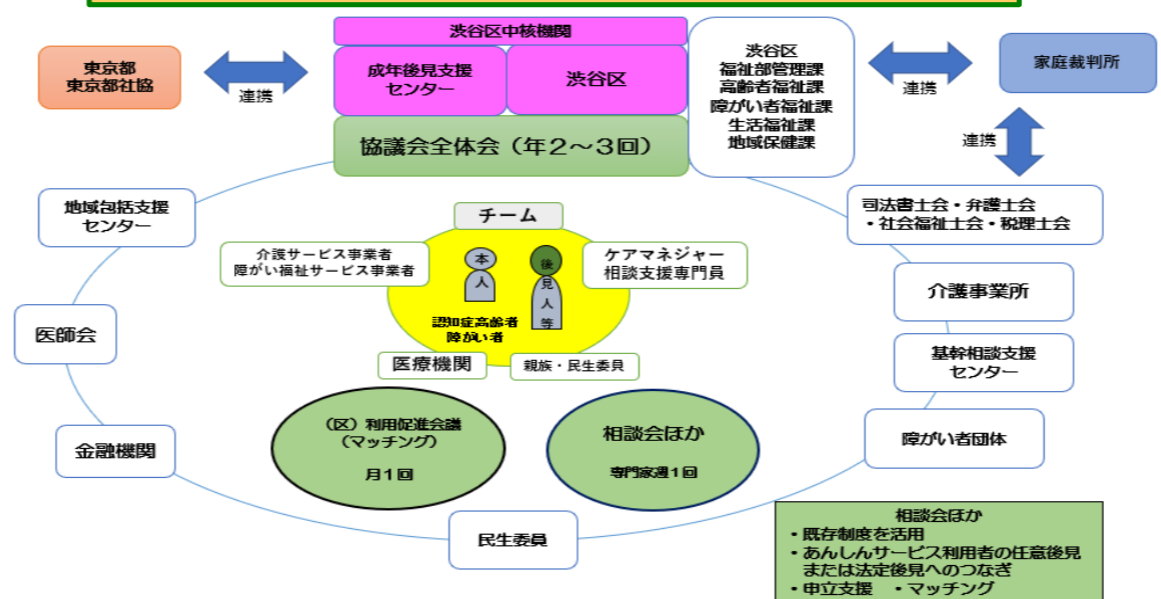
P18~25

本計画の実現に向けて、次の3つの「基本施策」を掲げ、「2-(1)成年後見制度の周知普及」、「3-(1)受任者調整(マッチング)等の支援」、「3-(2)成年後見制度活用事業の推進」及び「3-(4)後見人等への支援」については、本計画期間において特に重点的に取り組む施策に位置付けます。

基本理念	基本施策	施策の展開(計画期間における取組)	
あらゆる人が、自分らしく生きられる街へ。	1 成年後見に係る総合的な支援体制の強化	区民が、自分らしい生活を守るための手立ての一つとして成年後見制度を有効に利用でき、また、権利擁護支援の必要な人の発見と適切な支援が円滑に行われるよう、成年後見に係る総合的な支援体制を強化します。	(1) 地域連携ネットワークの構築 (2) 中核機関の設置・運営
	2 成年後見制度への理解と利用の促進	必要な人が安心して成年後見制度を利用することができるよう、成年後見制度への理解促進と、成年後見制度を利用しやすい環境づくりを進めます。	(1) 成年後見制度の周知普及【重点】 (2) 成年後見制度総合相談事業の推進 (3) 法定後見制度利用費用助成事業
	3 成年後見制度の有効な運用の推進	権利擁護支援が必要な人の多様なニーズ・課題に対応できるように、成年後見制度を有効かつ円滑に運用していくための取組を進めます。	(1) 受任者調整(マッチング)等の支援【重点】 (2) 成年後見制度活用事業の推進【重点】 (3) 社会貢献型後見人の養成・支援 (4) 後見人等への支援【重点】 (5) 区長申立手続の円滑化
			<ul style="list-style-type: none"> ①広報活動の展開★ ②区民の理解促進★ ③支援者の理解促進★ ①相談窓口の運営 ②専門家相談会の開催 ①申立経費の助成 ②後見報酬の助成 ①チームへの支援★ ②連携のコーディネート★ ③家庭裁判所との連携 ①申立等の支援★ ②法人後見の実施 ③法人後見監督の実施 ①後見人の養成 ②後見人の活躍促進 ③後見人の活動支援 ①後見人連絡会等の実施★ ②後見人への相談対応★ ①成年後見制度利用促進会議の開催 ②家庭裁判所との連携【再掲】

★：重点的に取り組む施策のうち特に強化する施策

渋谷区成年後見制度地域連携ネットワークのイメージ



第5章 計画の推進

P26

推進体制

本計画は、渋谷区と成年後見支援センターで運営する中核機関を中心に、協議会をベースに広く関係機関が参画して推進するものとします。

計画の適切な推進については、渋谷区成年後見制度利用促進審議会が点検・評価していきます。

計画管理

PDCAサイクルにより毎年進捗を確認し、確実かつ適切な実施を図ります。

令和3年3月

発行：渋谷区 福祉部管理課

〒150-8010 東京都渋谷区宇田川町1-1
電話：03-3463-1832(直通)
FAX：03-5458-4936